厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等告示第31号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者のイ | 該当する基本調査の結果 |
| ア　車いす及び  車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者  （一）日常的に歩行が困難な者  （二）日常生活範囲における移動の支援が  特に必要と認められる者 | 基本調査１－７　「３．できない」  ★該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議で判断する |
| イ　特殊寝台及び  特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者  （一）日常的に起き上がりが困難な者  （二）日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－４　「３．できない」  基本調査１－３　「３．できない」 |
| ウ　床ずれ防止用具  及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－３　「３．できない」 |
| エ　認知症老人  徘徊感知機器 | 次のいずれにも該当する者  （一）意見の伝達、介護者への反応、記憶・  理解のいずれかに支障がある者  （二）移動において全介助を必要としない者 | 基本調査３－１  「１．調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外  又は  基本調査３－２～３－７のいずれか　「２．できない」  又は  基本調査３－８～４－１５のいずれか　「１．ない」以外  その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む  基本調査２－２　「４．全介助」以外 |
| オ　移動用リフト  （つり具の部分を除く） | 次のいずれかに該当する者  （一）日常的に立ち上がりが困難な者  （二）移乗が一部介助または全介助を必要と  する者  （三）生活環境において段差の解消が必要と  認められる者 | 基本調査１－８　「３．できない」  基本調査２－１  「３．一部介助」又は「４．全介助」  ★該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議で判断する |
| カ　自動排泄処理装置 | 次のいずれにも該当する者  （一）排便が全介助を必要とする者  （二）移乗が全介助を必要とする者 | 基本調査２－６　「４．全介助」  基本調査２－１　「４．全介助」 |